

# 郡山市中心市街地活性化懇談会設置要綱

平成28年7月15日制定

(趣旨)

第1条 本市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進するための中心市街地の活性化に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しに関する事並びに市街地の整備改善及び商業等の活性化に係る事業に関する事について専門的見地から広く意見を聴くため、郡山市中心市街地活性化懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 中心市街地活性化に係る基本的な方針に関する事。
- (2) 市街地の整備改善及び商業等の活性化の推進に係る事業に関する事。
- (3) 基本計画に掲げられた事業の進捗状況及び達成状況に関する事。
- (4) その他基本計画の見直しに必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商業又は工業の関係者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に住所を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 懇談会に座長を置き、委員の互選によって定める。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じて市長が招集し、座長が会議の進行及び運営を行う。

2 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市構想部都市政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

(郡山市中心市街地活性化推進委員会設置要綱の廃止)

2 郡山市中心市街地活性化推進委員会設置要綱（平成17年10月3日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。